



【右上】鉄筋コンクリート造りの3階建て新校舎は屋上に太陽光発電設備を設置【左上】図書室の中央には気軽に腰をかけて本が読めるベンチタイプのイスを設置【左下】生徒が学ぶ普通教室は南棟に集中。日当たりが良いので冬でも暖かいと生徒に好評【右下】落成式には金子市長をはじめ行政関係者や校区住民、建設業者など約80人が出席



大和中学校の新校舎が完成 太陽光発電やLED照明を完備

平成24年から行っていた大和中学校の建て替え工事などが、2月で終了しました。同校は、旧校舎の老朽化が進んでいたため、校舎の改築工事や特別教室棟の大規模改造工事、太陽光発電設備工事を実施。旧校舎を使いながら、運動場だった学校敷地東側に新校舎が建設されました。

新校舎は、鉄筋コンクリート造りの3階建てで、延べ床面積は4992㎡。15の普通教室の他、コンピュータ室や、被服室、多目的室、学習コーナーなどが設けられました。屋上に設置された太陽光発電設備は、同校の電気使用量の約2割を発電。室内照明はすべて消費電力が少ないLEDを使うなど、環境に配慮しています。また、新校舎は、一部県産の木材を使用し、温かみのある空間に。費用は、駐車場整備などの外構工事を含め約14億2600万円になりました。

3月2日、新しくなった校舎で落成式が行われ、金子市長は「充実した新しい校舎で勉学に励んでください」と在校生を激励しました。26年度は、旧校舎があった学校敷地西側に運動場を整備する予定です。



新校舎のように
明るく夢を持って

永田 統計 校長

10年前も教頭として本校にいたので、多くの卒業生の思い出が詰まった旧校舎が解体されていく姿に胸が痛みました。在校生や今後入学してくる生徒には、旧校舎に負けないくらい多くの思い出を新校舎でつくってほしいです。そして、新校舎のように明るく夢を持って巣立ってこれればと思います。



快適な学習環境を
大切にして後輩へ



大和中学校生徒会長
浦 琢真 君 (2年生)

新校舎に初めて足を踏み入れたとき、明るく開放的な空間に感動したのを覚えています。新校舎は窓が多く光がたくさん入るので、冬でも暖かく快適です。僕たちは恵まれた環境で勉強をしています。だからこそ、新しくなった校舎を大切に使用して、後輩にきれいな状態で引き継いでいきたいです。

不明な点は
気軽に
お尋ねください



土地・家屋の価格の確認は 4月1日から

市内の土地や家屋の価格などを記載している固定資産税の土地・家屋価格等縦覧簿の確認を行います。市内すべての土地と家屋の価格を見る事ができますが、所有者の情報は個人情報のため、記載していません。見るときは、あらかじめ所在地番を調べてきてください(手数料は無料です。帳簿をコピーすることはできません)。

- 縦覧期間 4月1日(火)～6月2日(月)(土日、祝日を除く)
- 時間 午前8時30分～午後5時
- 場所 柳川庁舎税務課固定資産係、大和・三橋庁舎市民サービス課
- 見ることが出来る人・法人 市の固定資産税納税者、納税管理人、代理人
- 必要な物 本人確認書類(運転免許証など)、委任状(代理の場合)

縦覧期間中は 名寄帳が無料で見れます

固定資産課税台帳(名寄帳)は、納税義務者本人や代理人、借地・借家人がいつでも見る事ができます(本人

土地・家屋の確認や 軽自動車の届け出をお忘れなく

確認書類と、代理人は委任状、借地・借家人は契約書が必要。通常手数料は200円ですが、縦覧期間中は無料です。コピーは、1枚10円かかります。なお、4月中旬に市から送付する「課税明細書」は必ず確認してください。問い合わせは、市税務課固定資産係(☎77・8456)まで。

軽自動車の手続きは 4月1日まで

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車しても、その年度分の軽自動車税は全額納めなければなりません。また、軽自動車を使用せず、車検を受けていなくても、廃車手続きをしないと引き続き課税されます。個人で軽自動車を譲渡する場合も名義変更をしないと前の所有者に課税されるので、必ず名義変更をしてください。

転出するときは、住所変更や名義変更の手続きが必要です。50～125ccのバイクなどは新住所地の役所で、125cc以上のバイクや軽自動車などは、新住所を管轄する軽自動車検査

協会などで変更してください。

販売用の軽自動車は 届け出ると税が免除

中古車販売業者が商品として所有している軽自動車の税金は、届け出ると免除されます。対象になるのは次の条件を満たすものです。

- 届け出ると免税になる車両
▽課税免除を受けようとする人が、軽自動車税申告書に所有者および使用者として登録されている▽商品として展示するだけの軽自動車▽軽自動車税申告書にその軽自動車が商品車であることを記載している▽平成23年4月2日以降に登録された中古車
- 対象者
▽申請者が販売を目的に軽自動車を所有し、併せて古物商許可業者の許可を受けていること▽今年4月1日現在で軽自動車税の滞納がないこと

■届出期間 4月1日(火)～8日(火)申請書は柳川庁舎税務課諸係、大和・三橋庁舎市民サービス課で配布
問い合わせは、市税務課諸係(☎77・8452)まで。

納税は便利な 口座振替で

市県民税、固定資産税の口座振替での納付は、①各納期ごとに振替②年間税額を各税の1期目に全額振替の2つの方法があります。振替方法の変更手続きは4月18日(金)までです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		1期		2期		3期			4期			
市県民税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税		全期										

毎月20日までに申し込むと、翌月の納期分から口座振替を開始します。申し込みをした月は振替できませんので、納付書で納めてください。申し込みは、通帳、通帳印を持って、市内の金融機関や郵便局、市税務課窓口で受け付けています。

○取扱金融機関 福岡銀行、佐賀銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、九州労働金庫、県南部信用組合、柳川農協、県信漁連、市内各漁協、ゆうちょ銀行
問い合わせは、同課諸係(☎77・8452)へ。